

宮労発基 1111 第 3 号
平成 27 年 11 月 11 日

公益社団法人宮城県トラック協会
会長 殿

宮 城 労 働 局 長



平成 27 年度「宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」
の実施について

日頃より、労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本年度も年末・年始を迎える時期となりましたが、当局では、年末年始の繁忙期の労働災害防止を徹底するため、別添要綱に基づき、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までを実施期間と定め、標記運動を展開することといたしました。

つきましては、貴職におかれましても、本運動の趣旨等を御理解いただき、傘下の会員事業場に対する周知並びに特段の御指導をいただきますようお願い申し上げます。



平成 27 年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動実施要綱

宮城労働局

1 趣 旨

宮城労働局内における平成 26 年の休業 4 日以上労働災害は、2,510 人と 2 年連続の減少となったが、前年比で 2.7%の減少に止まった。

本年 9 月末の状況では 1,556 人と昨年同期と比べて 99 人 (-6.0%) の減少となっているものの、減少率が鈍化している。その要因としては、沿岸部を中心に人手不足など厳しい環境下で膨大な数の震災復旧・復興工事が継続して行われていることに加え、災害の 5 割弱を占め、近年、増加、高止まり傾向にある第三次産業における労働災害の減少が図られていないこと等があげられる。

また、年末年始は、日照時間が短くなることに伴う視界不良や屋外作業での条件悪化に加え、厳しい寒さの下での路面・屋外通路等の凍結、年の締めくくり・新年の行事などによる慌しさ等により、転倒による労働災害や交通労働災害などの労働災害が発生し易く、健康管理もおろそかになりがちな時期でもある。

このような中で、労働災害を防止するためには、経営トップの決意とともに、安全衛生の担当者や労働者による現場の確認、機械設備の安全基準や作業手順などの遵守という、原点に立ち返った基本的な安全対策を改めて徹底することが大切であることから、各事業場では年末において改めて全員参加による職場の安全衛生総点検を行い、新年を「労働災害ゼロで迎える」とともに新年は「労働災害ゼロを目指す」との決意で迎えることが肝要である。

したがって、今年度は、第 12 次労働災害防止推進計画の中間年でもあり、宮城労働局では、県内すべての労働者が健康で労働災害のない明るい年末・年始を迎えられるよう「平成 27 年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」を展開し、年末・年始における労働災害防止活動の積極的な推進を図ることとする。

2 実施期間

平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日まで

3 目 標

年末・年始労働災害防止強化運動期間中における労働災害の大幅な減少

4 期間中に実施する事項

別紙のとおり

期間中に実施する事項

別紙

- 1 経営トップによる安全衛生方針の決意表明及び安全衛生パトロールの実施
- 2 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の選任と職務の確実な遂行
- 3 安全衛生管理活動の点検・評価 (Check) 及び新年 (度) の安全衛生管理年間計画の作成及び実施 (Action)
- 4 リスクアセスメントの取組など自主的安全衛生管理活動の実施
- 5 安全朝礼、作業開始前の TBM、4S 活動、KY 活動の励行及び安全な作業方法の周知徹底
- 6 屋外や屋内での滑り等による転倒災害防止対策の実施
- 7 「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」(第4次)による労働災害防止対策の実施
- 8 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく労働災害防止対策の実施
- 9 機械設備の作業前点検及び定期自主検査の実施
- 10 火気を取り扱う職場における火気の点検・確認等の実施
- 11 健康診断結果に基づく適切な事後措置の実施
- 12 メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- 13 ストレスチェック制度の普及促進
- 14 受動喫煙防止対策の促進
- 15 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 16 高年齢労働者への安全対策、腰痛予防対策の実施
- 17 「年末・年始労働災害防止強化運動」用ポスターの掲示、安全衛生旗の掲揚等運動の「見える化」の促進
- 18 その他、安全衛生意識を高揚するための行事の実施